鳥羽市全員協議会会議録

令和元年5月7日

〇出席議員(14名)

 坂倉広子
 濱口正久

 南川則之
 瀬崎伸

 浜口一利
 戸上

 木下順一
 河村 直 博

 世古安秀
 片岡 市

 山本哲也
 中世古泉

 坂倉紀男
 奥村

〇欠席議員(なし)

〇職務のために出席した事務局職員

 事務局長清水敏也
 次長兼 議事総務係長
 木田 崇

 書 印山真緒

 〇清水事務局長 皆さん、こんにちは。事務局長の清水でございます。

本日は、一般選挙後の最初の全員協議会でありますので、地方自治法第107条の規定により、年長議員が本日の全員協議会から5月15日招集予定の令和元年鳥羽市議会本会議での議長選挙までの間、臨時議長として職務をとっていただきます。

本日、出席議員中、最年長議員は坂倉紀男議員でありますので、坂倉議員に議事進行をお願いいたします。 なお、議会基本条例第4条第2項の規定により、本日の会議を含む全ての会議が原則公開されます。また、 インターネット放送の対象となりますことから、ご発言に際しては挙手の上、お手元のマイクをご使用いただ きますようお願いいたします。

それでは、坂倉臨時議長、よろしくお願いいたします。

○坂倉紀男臨時議長 ただいまご紹介に預かりました坂倉紀男でございます。

皆様には、このたびの市議会議員選挙におきまして、見事当選の栄を担われ、当市議会の議席を得られましたことを、心からお喜びを申し上げます。

さて、私が年長議員でありますので、法の定めるところにより、臨時に議長の職務を行わせていただきます。 議長選挙までの限られた期間ではありますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じ ますので、何とぞ格段のご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

それでは、全員協議会をただいまより開催いたします。

本日ご協議願います案件は、お手元に配付いたしてあります事項書のとおりであります。

まず、協議事項1、本会議で取り扱う人事案件についてであります。

このうち、まず、①正副議長の任期と選出方法についてであります。

本市議会におきましては、正副議長ともに2年とし、ただし再任を妨げない、また任期途中の正副議長の交 代については、その残任期間とするとしております。

正副議長の選出方法についてでありますが、鳥羽市議会の運営に関する基準により、本会議で投票による選挙にて選出することを既に申し合わせております。この件につきましては、5月10日の全員協議会で従前のとおり立候補を表明していただき、5月15日の本会議で投票により選出したいと思いますので、ご承知おきをお願いいたします。

なお、この選挙での立会人を2名選出することになっておりますが、どのように選出させていただければよろしいでしょうか。

(「議長一任」の声あり)

〇坂倉紀男臨時議長 議長一任。

(「異議なし」の声あり)

〇坂倉紀男臨時議長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、②議会選出の監査委員の任期と選任についてであります。

議会選出の監査委員の任期につきましては、従来の申し合わせにより2年となっております。選任につきま

しては、5月15日の本会議での市長提出議案ということになりますので、同日の本会議では起立による過半 数議決となります。つきましては、5月10日の全員協議会におきまして、投票または指名推選により候補者 1名を選んでいただき、執行部に報告することとなりますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

続きまして、③常任委員会委員並びに④議会運営委員会委員の選任方法についてであります。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期については、鳥羽市議会委員会条例第3条に基づき、2年であります。

次に、常任委員会委員の選任についてであります。

予算決算常任委員会は、議長を除く全員が委員となっております。それ以外の総務民生と文教産業の各常任委員会は委員7名となっており、慣例で議長は総務民生、副議長は文教産業の委員となっております。5月10日の全員協議会で各議員の希望をお聞きし、調整の上、5月15日の本会議において議長が指名することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議会運営委員の選任につきましては、委員6名となっており、そのうち3名は総務民生、文教産業、 そして予算決算の常任委員長が自動的に委員となることを、鳥羽市議会の運営に関する基準により申し合わせ ております。

また、平成28年12月21日開催の議会改革推進特別委員会において、広報広聴委員長及び議会改革推進特別委員長も自動的に委員になることが決定されております。現在、議会改革推進特別委員会は設置されておりませんので、残る2名につきましては、5月15日に各委員長が決まりました後、全員協議会を開催して話し合いで決めていただき、本会議において議長が指名することになりますので、ご承知おきを願います。

続きまして、⑤志摩広域行政組合議会議員並びに⑥鳥羽志勢広域連合議会議員の選任について、一括して説明いたします。

そのうち、まず、志摩広域行政組合議会議員は、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町で組織し、老人福祉法、障害者自立支援法等に関係する共同事務を審議するものであります。当行政組合規約第5条において、本市の議会議員から3名を選出することになっております。

次に、鳥羽志勢広域連合議会は、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町で組織し、ごみ、し尿処理、介護保険に関する共同事務を審議するものであります。当広域連合規約第8条において、本市の議会議員から4名を選出することになっております。

なお、今説明いたしました二つの選出議員には、正副議長は就任しないことを申し合わせております。また、 10日の全員協議会において候補者を選出し、5月15日の本会議において、従前どおり指名推選による選挙 にて選出したいと思いますので、ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、⑦三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選任についてでございます。

三重県後期高齢者医療広域連合議会は、三重県内全ての市町で組織し、高齢者の医療の確保に関する法律に 規定する後期高齢者医療制度の事務を審議するものであります。当連合規約第8条において、関係市町の長、 副市町長または議会の議員のうちから選出することになっており、本市の定数は1名でありますが、この選出 方法につきましては、三重県市議会議長会より、三重県後期高齢者医療広域連合議会へ市議会議員を選出する 場合は、市議会議長とするものとするとの確認書が出されており、これを受けて、県内各地においても、議長 の充て職ということで、議長を議員に選出していただいております。このようなことから、15日の本会議において選出されます議長を、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に選任したいと思います。

なお、本件についても、他の組合議会同様に、従前どおり指名推選による選挙にて選出したいと思います。 以上、1、本会議で取り扱う人事案件について説明いたしましたが、これまでの件について、皆さんのほう から質問やご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。どうぞ。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男臨時議長 ないようですので、次に、事項書2、全員協議会で取り扱う人事案件についてであります。 そのうち、まず、①広報広聴委員会委員の選出方法についてであります。

鳥羽市議会広報広聴委員会規定により、委員会は委員7名以内をもって構成し、任期は2年とする。委員は、 正副議長及び全員協議会から選出された者をもって委員とすることになっております。5月10日の全員協議 会で各議員の希望をお聞きし、調整の上、選任したいと思いますので、ご承知おき願います。

続きまして、②議会選出の都市計画審議会委員の選任についてであります。

任期は2年で、委員は全員協議会で協議の上、4名を選出していますので、5月10日の全員協議会で各議員の希望をお聞きし、調整の上、選任したいと思いますので、ご承知おき願いたいと思います。

次に、事項書3、議席の指定につきましては、事務局長より説明をさせます。 事務局長。

〇清水事務局長 議席の指定につきまして説明をいたします。

議席の指定につきましては、当選回数別抽せんと全員抽せんの二つの抽せん方法がございます。これまで議席の指定につきましては、慣例により当選回数別抽せんにて行ってきております。

この件につきましては、5月10日の全員協議会で抽せんをし、5月15日の本会議におきまして、その議席を指定したいと思います。よって、その議席が任期中の議席となりますので、ご承知おき願います。 以上でございます。

〇坂倉紀男臨時議長 事務局長の説明は終わりました。

以上で、協議事項は全て終了いたしました。

以上をもちまして、全員協議会を散会いたします。長時間どうもありがとうございました。

(午後 1時15分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年5月7日

鳥羽市議会臨時議長 坂 倉 紀 男